平成２２年（フ）第３３４５号
札幌市豊平区平岸２条14丁目２番３号　メゾンド中井Ｂ―102号
債務者　森本　留美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３４８号
札幌市中央区南11条西16丁目１番27号　セントラルコートＢ棟403号
債務者　新田　英二
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８９号
札幌市豊平区平岸３条15丁目３番17号　もえぎ第１マンション416号
債務者　種市　美里
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４１５号
北海道恵庭市幸町１丁目８番５号
債務者　高田　真紀（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４５６号
札幌市白石区南郷通７丁目北５番21号　コーポ山田１号
債務者　川村　誠治
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４６６号
札幌市豊平区美園６条４丁目２番15号
債務者　玉山　隆雄
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５０２号
北海道千歳市住吉３丁目２番16号
債務者　中田　利昭
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５１３号
札幌市北区新琴似１条２丁目５番34号　サンコーポ202号
債務者　三浦　良江
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５３６号
札幌市豊平区美園６条５丁目３番26号
債務者　丸谷　征枝
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町36番地７　内村マンション202号
債務者　小原　裕樹
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
北海道虻田郡洞爺湖町入江190番地189　コーポ英203号室、前住所北海道札幌市中央区南11条西１丁目５番16―808号
債務者　太田　達也
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
北海道登別市緑町２丁目８番地97　緑町コーポ７号
債務者　近藤　義明
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
北海道室蘭市八丁平２丁目36番14号
債務者　林　　顕裕
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
北海道室蘭市八丁平２丁目36番14号
債務者　林　　康子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
北海道登別市新川町２丁目14番地４
債務者　吉岡　明美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
北海道名寄市西５条南８丁目10番地１徳光章彦方、住民票上の住所東京都新宿区歌舞伎町２丁目２番21―411号
債務者　佐久間京子（旧姓徳光）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第１５４号
岩手県花巻市高木第19地割87番地１　コーポ伊藤Ⅱ201号
債務者　神山麻由美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　盛岡地方裁判所花巻支部